

島嶼生態系への外来種の侵入経路管理の強化（仮）

日本自然保護協会

WWF ジャパン

日本野鳥の会

ラムサール・ネットワーク日本

野生生物保全論研究会（JWCS）

SDCC（ジュゴン保護キャンペーンセンター）

1. 2012 年（済州島）に採択された決議 WCC-2012-Res-5.021 Implementing the provisions on invasive alien species of the Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 を想起し、
2. 生物多様性条約にて採択された新戦略計画 2011-2020 愛知ターゲット目標 9 には「2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。」と記されていることを、再度強調し、
3. 生物多様性条約締約国会議決議 VI/23 附属書の“外来生物種の生態系、生息地あるいは(在来)生物種に及ぼす危機についての予防・導入・影響緩和に関する指針”第 7 項の国の役割に示されたとおり、独立政治機構域内(通常は国の司法の及ぶ範囲)の侵略的外来生物種の侵入定着は、存在する司法ならびに行政方針に沿って、適切な移入管理の取り組みを執行するよう、深慮考慮を行うべきであることを想起しつつ、生物地理学的領域を越えた外来生物種の移入は、たとえ国内であっても（＝独立司法の及ぶ地域内であっても）生物学的侵略の危険性のある行為であると、承知し、
4. 明確な生物地理学的な区域を越えた外来種の導入は、国境内であっても生物学的な侵入のリスクとなることを認識し、
5. 日本政府は沖縄島と奄美大島、徳之島を世界自然遺産登録地として国連教育科学文化機関（ユネスコ）に推薦していることを留め、
6. 沖縄島の辺野古で計画されている米軍基地建設の埋め立ての遂行には 2,100 万トンの土砂が必要である。そのうち 1,700 万トンは本土と奄美・琉球諸島に属する 2 つの島である奄美大島と徳之島から運ばれる。沖縄島にとって外来種となりうる（生物種が住む）場所であると認識し、

IUCN 世界自然保護会議は、その第 6 回会議（2016 年 9 月 1 日～10 日、ハワイ、アメリカ）において、

1. IUCN 事務局長と種の保存委員会に、以下のことをリクエストする

国際的協力を通じ、島嶼生態系の侵略的外来種と侵略的外来種となる可能性のある種の早期発見とモニタリングのキャパシティを強化すること。

2. 日本政府に以下のことを要請する：

外来種の侵入経路を作ることに注意をすること、特に沖縄島・辺野古米軍基地の埋め立て工事現場まで、埋め立て資材に混入して運ばれる外来種に対し経路を作ることになる。中でも特に；

a) 土砂が沖縄島の辺野古に運ばれる前に、混入する外来種を早期に発見する方法を確立すること、そして沖縄の地域の専門家や生物多様性保全活動に関するステークホルダー（biodiversity stakeholder）が勧める方法を取り入れること

b) 第三者的な立場の専門家を招き、埋め立て土砂運搬に関する適切なリスク評価を実施すること。沖縄の重要な生態系を守るためのリスク軽減策を適用すること

c) 第三者的な立場の専門家と生物多様性保全活動に関するステークホルダー（biodiversity stakeholder）を招き、建設地とその周辺における侵略的外来種の早期発見と継続したモニタリングを行うこと。これは（埋め立て土砂運搬についての）意思決定の参加のプロセスを確保するためである。

d) 建設地に侵略的外来種が見つかった場合には素早く根絶する体制を構築すること。その体制の中に沖縄の周辺の地域に拡散しないようにすることを含むこと。

3. 日本政府にさらに以下のことを要請する

日本政府は琉球諸島における観光と軍事活動により、外来種の導入のリスクが高まることを認識し、外来種の導入を入口となる港や空港で防ぐ対策を強化すること。

4. アメリカ合衆国政府に、以下のことについて招待する

埋め立て土砂、船、航空機、軍事活動を通じて入る外来種を防ぐ適切な方法を取り、日本政府と協力し、沖縄島へ入る外来種の影響を最小化すること。